

緊急対策で更なる減税！ 税制改正案骨子

政府は、「経済危機対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」で「経済危機対策」をとりまとめています。

その中でも、税制改正を伴う減税項目として、下記の内容が検討されており、現在国会で審議の最中です。

住宅取得のための時限的な贈与税の軽減

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に20歳以上の者が住宅取得資金を直系尊属から贈与された場合、500万円まで贈与税が非課税になります。

中小企業の交際費課税の軽減

平成21年4月1日以後に終了する事業年度から、中小企業の交際費の損金算入限度額が現行の400万円から600万円に引き上げられます。黒字決算が予想される中小企業にとっては、節税面で注目すべき改正かもしれません。

研究開発税制の拡充

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する事業年度において、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」等の控除限度額が当期法人税額の20%から30%に引き上げられます。さらに、控除しきれなかった額については、平成23年度、平成24年度においても税額控除の対象となります。

また、税制改正以外でも、下記のような緊急対策がすでに実施されています。中小企業関連として注目すべきは、金融対策内にある「中小企業の資金繰り支援」があり、既にセーフティネット貸付の拡充等、小規模事業者経営改善資金(マル経融資)の拡充、民間金融機関の円滑な資金供給の促進、中小企業倒産防止共済制度の一時貸付金の金利引下げなどが対応が開始されています。中小企業庁のホームページなどでパンフレットを配付しているので、確認してみましょう。

緊急的な対応 - 底割れの回避

- 1.雇用対策
- 2.金融対策
- 3.(公共)事業の前倒し執行

成長戦略 - 未来への投資

- 1.低炭素革命
- 2.健康長寿・子育て支援
- 3.底力発揮・21世紀型インフラ整備

安心と活力の実現 - 政策総動員

- 1.地域活性化等
- 2.安全・安心確保等
- 3.地方公共団体への配慮

適格退職年金廃止まであと3年！ 検討はお早めに！

適格退職金制度(適年)の廃止が平成24年3月末に迫っています。残された猶予は約3年となったわけですが、同20年3月の時点でいまだ約3万件が移行していないのが現状です。

適年は、事業主の支払う掛金を全額損金にできるなどのメリットがあるため、多くの企業が契約していました。しかし、同13年に確定給付企業年金法が成立し、同24年3月末で適年の廃止が決定。以後は税制面の優遇が受けられなくなるため、適年を継続している事業主は、廃止までにほかの制度への移行が契約解除の選択を迫られています。

移行後にも掛金の損金算入が認められる制度には、確定給付企業年金、確定拠出年金、厚生年金基金、中小企業退職金共済があります。

CONTENTS

緊急対策で更なる減税!

税制改正案骨子・・・P.1

適格退職年金廃止まであと3年!

検討はお早めに!・・・P.1

不動産関連の税制改正項目・・・P.2

e-TAXの利用件数が大幅増。

前年比155.7%・・・P.2

ASAK経営実践セミナーの

ご案内・・・P.3

中小企業の法人税率軽減を

最大限利用する方法・・・P.3

「ねんきん定期便」が届きます・・・P.4

不動産投資における利回り計算の

基本を覚えよう・・・P.5

近代バブルを振り返る 第2回・・・P.6

労働保険料の納付期限が

変わります!・・・P.7

5月度の税務スケジュール・・・P.7

今月の名言録・・・P.8



中小企業にとって、厚生年金基金や確定給付企業年金は、設立や導入の制限が厳しくハードルが高いという声が少なくありません。また、確定拠出年金は、使用者が60歳になるまで支給が開始されないため、中小企業なら中退共が移行しやすいのかもしれない。

適年廃止まであと3年あるため、いまだ悠長にかまえている中小企業もありますが、実はそうもいってられません。というのも、3年後には移行を完了させておかなければならないうえに、移行手続きには、労使合意や許認可も必要になるため、一般的には移行まで1年以上の期間が必要となるためです。



現在、移行の手間をかけずに適年の契約解消を選択した企業もかなりの数にのぼっています。これを受けて厚生労働省では「適格退職金の企業年金への移行支援本部」を設置。中小企業の退職年金を存続させる目的で、基金や確定給付年金の許認可の審査簡素化などといった規制緩和や、総合型受皿の設定・斡旋などを行っていく予定です。

法律での決定事項である以上、適年の廃止は確実。検討を先延ばしにしてきた企業は、そろそろ必要な手段を講じておきたいところです。

不動産関連の税制改正項目

平成21年度税制改正では、「土地等の長期譲渡所得の1000万円特別控除」、および「土地等の先行取得に対する課税の特例」という2つの制度が創設されましたが、両制度とも、景気回復期間(平成21年から平成22年)における土地取引を推進する目的で創設されたものと言われています。主な内容を下記に紹介します。

土地等の長期譲渡所得の1000万円特別控除

平成21年1月1日から平成22年12月31日の間に取得した土地等について、5年超所有してから譲渡した場合、その譲渡所得の金額から1000万円(譲渡所得が1000万円未満の場合は全額)を控除してくれる制度です。長期譲渡所得に対する所得税率は現行20%(所得税15%、住民税5%)ですから、約200万円の減税効果ということになります。この制度は個人だけではなく法人でも利用できます。

簡単に言えば、将来値上がりしそうな土地を早め(平成21年から平成22年の間)に買っておけば、将来支払う税金を安くできる(かもしれない)という制度です。

土地等の先行取得に対する課税の特例

事業者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日の間に土地等(A)を取得し、10年以内にその土地以外の土地等(B)を譲渡した場合、譲渡した土地(B)の譲渡益の80%(平成21年取得)、または60%(平成22年取得)を限度として、先行取得した土地(A)を圧縮記帳できる特例制度です。結果として、譲渡した土地(B)の譲渡益の80%、または60%に係る課税を将来に繰り延べることができます。

こちらは、10年以内に土地の買い換え等を予定している場合、早め(平成21年から平成22年の間)にお目当ての土地を取得しておけば、買い換え用の土地を譲渡した際の課税負担を繰り延べできる制度です。土地取引の計画性が制度利用の鍵になるかもしれません。

e-TAXの利用件数が大幅増。前年比155.7%

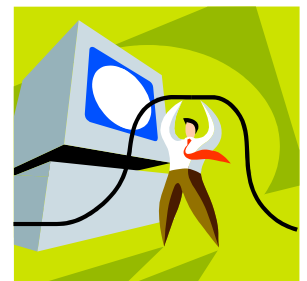
国税庁が「平成20年度におけるe-TAXの利用状況について(概要)」を公表しました。これは、平成20年度における「国税電子申告・納税システム(e-TAX)」の利用状況をまとめたもので、重点15手続きの利用件数が前年度比155.7%と大幅に増加しています。

主な手続きを見ると、もっとも利用件数の多い所得税申告が614万件(前年比169%)、次いで消費税申告(法人)が112万件(同192%)、法定調書が108万件(同188%)、法人税申告が98万件(同192%)、消費税申告(個人)が44万件(同155%)といずれも処理件数は大きく伸びています。

この結果、e-TAXの利用率(重点15手続き)も36.6%(前年度23.1%)と全体の3分の1を超えました。

国税庁では、これまで電子署名省略、添付書類省略などの利便性向上や、電子証明書特別控除(5000円特別控除)などのインセンティブ措置のほか、運用改善やシステム改善などの普及拡大策を積極的に実施しており、ここ最近でその効果が一気に花開いた結果になっているようです。

なお、国税庁では平成25年度までにe-TAXの利用率を3分の2(65%)まで引き上げることを目標としているようです。



ASAK 経営実践セミナーのご案内

～ 平成21年度税制改正について ～



平成21年度の主な税制改正項目について、わかりやすく解説させていただきます。
景気刺激策も含めて、減税項目の多い今年度の税制改正項目には注目です。
是非、ご出席ください。

なお、今回からセミナー講義だけでなく、ご参加頂いた方々相互の交流の場として、講義後に同会場にて、軽食を交えながらご歓談いただく時間も設けさせていただきました。

新たな交流の場として、ご活用いただければ幸いです。

**参加者の皆様相互の
交流ができる時間を
設定いたしました！**

<第1部> 18:30 ~ 19:50 税制改正セミナー
<第2部> 20:00 ~ 21:00 懇親会

当日の構成上、詳細な内容に関しては余儀なく変更する場合がございますのでご了承ください

日時 5月8日(金) 18:30 ~ 21:00

(セミナー終了後 懇親会予定していますので是非ご参加ください)

講師 ASAK 浅岡会計事務所 所長 浅岡 和彦

場所 中京大学文化市民会館(金山) 第2会議室

会費 3,500円 (飲物・軽食代、会場・資料代含む)

定員 30名 人数限定のため、お早めにお申し込みください。

申込 5月7(木)までに当事務所へメールまたはお電話でお申し込みください。

e-mail: info@asak.jp TEL: 052-331-0135・0145



中小企業の法人税率軽減を最大限利用する方法

平成21年度税制改正で注目される減税策に、「中小企業等の法人税率引き下げ」があります。

現在、中小企業等の法人税率は、

所得金額の800万円以下の部分については「22%」、800万円を超える部分は「30%」となっています。

これについて、4月1日から引き下げとなったのは800万円以下の部分で、「22%」部分が「18%」になります。

適用は平成21年4月1日から同23年3月31日までの間に終了する各事業年度。年間で最大32万円(800万円×4%)が軽減されますが、いわゆる時限立法です。

18%への税率引き下げを最初に適用できるのは、4月決算法人ですが、2年間の時限措置であり減税の恩恵はほとんどの中小企業などが2回まわってくることになります。中小企業を救済する景気回復策としての減税措置ですが、気になるのが、2度目の決算を終えた時点で「事業年度の変更をした場合」どうなるのかという点です。たとえば、4月決算法人が今年と来年の決算を終えた時点で3月決算法人に変更したとすると、通常なら2度しか来ない減税のタイミングが平成23年3月決算を含めて3度来ることになります。



事業年度の変更自体は定款の変更やそれを認める株主総会議事録を作成すればできます。登記の手間もあまりないので節税策として一考の余地があるかもしれません。

また、法人税率の引き下げにより、都道府県・市町村に納める地方税の法人住民税も減税の恩恵を受けます。法人住民税は資本金や従業員数で決まる「均等割」部分と、会社の所得で決まる「法人税割」部分があります。法人税割は、その名の通り法人税の額を基に税率をかけて決定されるため、法人税額が下がればこちらも減額されるというわけです。

「ねんきん定期便」が届きます

「ねんきん定期便」は、これまでの年金加入記録を確認していただくとともに、年金制度に対する理解を深めることを目的として、年金加入期間や将来受け取る年金額の見込みなどの年金に関する情報を定期的に送付するものです。

1.送付される人

国民年金及び厚生年金の被保険者の方に、毎年お誕生日月に送付されます。
1月生まれの方は、誕生日の前月に送付されます。

2.送付されるもの

年金加入記録回答票、年金加入履歴、リーフレット、返信用封筒

3.内容

[平成21年度]

年金加入期間
年金見込額

・50歳未満の方

・・・加入実績に応じた年金見込額

・50歳以上の方

・・・「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額

すでに年金受給中(全額停止も含む)の方には、年金見込額はお知らせされません。

保険料の納付額

年金加入履歴

厚生年金のすべての期間の月毎の標準報酬月額・賞与額、保険料納付額

国民年金のすべての期間の月毎の保険料納付状況

[平成22年度以降]

<節目年齢時(35歳、45歳、58歳)の方々>

平成21年度と同じ内容(~)の記録を更新してお知らせされます。

<上記以外の方>

上記 ~ について、記録を更新してお知らせされます。また、上記 および について、直近1年分がお知らせされます。

4.加入記録の確認の流れ

加入記録をご確認いただき、

- ・もれや誤りがある人 年金記録回答票に記入し、返送してください。
- ・もれや誤りがない人 回答の必要はありません。

年金加入履歴

これまでの「年金加入履歴」です
お示している「年金加入履歴」に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください
(最後の欄にもご留意ください)

※「このお知らせの送付先」は、お勤め先(勤務先)の住所(〒)で決定されます。

加入年度	加入期間	お勤め先の名称	標準報酬月額(円)	賞与額(円)	加入月数
1	平成4.4.1	厚生年金保険	平成4.4.1	平成5.10.1	18
2	平成4.4.1	厚生年金保険	平成4.4.1	平成5.10.1	18
3	平成5.10.1	東京海上火災保険株式会社	平成7.10.1	平成10.4.1	100
4	平成10.4.1	東京海上火災保険株式会社	平成10.4.1	平成16.4.1	48

①欄(加入年度について)
2.加入年度が「隔年」の場合、右欄「加入月数」は、保険料納付済月数と標準報酬月額の合計となります。月々ごとの納付状況については、「これまでの国民年金保険料の納付状況」をご覧ください。

②欄(加入月数について)
厚生年金基金加入期間のうち、厚生年金基金に加入していません。ただし、付添った厚生年金基金の加入期間(付添った厚生年金基金の加入期間)については、その厚生年金基金の加入期間として加算されます。

③欄(お勤め先の名称などについて)
●「厚生年金保険」・「船員保険」と書かれている場合は、お勤め先の名称が厚生年金保険のコンピュータに登録されていない場合があります。
●「国民年金」の一部免除の月数は、免除された月の保険料を納付している場合に計上されます。
● 前職は納付済み期間に計上しています。
● 学納等(学生納付特例、若年者納付猶予)を適用しなかった期間については、資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

④欄(加入期間について)
北内職(厚生年金保険・船員(船員保険)であった方)については、特例による計算の適用、加入期間が標準報酬月額より長くなる場合があります。厚生年金基金加入期間のうち、厚生年金基金に加入していません()に再入力します。ただし、付添った厚生年金基金の加入期間(付添った厚生年金基金の加入期間)については、その厚生年金基金の加入期間として加算されます。

⑤欄(加入記録について)
国民年金の納付済月数および厚生年金・船員保険の加入月数の合計をお知らせしています。(未納期間は含まれません)

⑥欄(標準報酬月額について)
● 厚生年金保険などの標準報酬月額は「厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」をご覧ください。厚生年金保険の加入期間がある方とのみ送付いたします。

⑦欄(国民年金の納付状況について)
● 国民年金の納付・未納の詳細は、「これまでの国民年金保険料の納付状況」をご覧ください。(国民年金の加入期間がある方のみ送付いたします)



頭の体操

5円切手と7円切手を組み合わせても1円や6円という金額を作ることはできません。作ることができない最大の金額を求めなさい。



秘伝の算数(東京出版)より

回答はP.7の下部にあります

不動産投資における利回り計算の基本を覚えよう

15兆円の景気対策が打ち出され、日本経済の景気回復はまだまだにせよ、少なくともジェットコースターのように落ち続けた景気の最悪期は脱したのではないかとの声が聞かれます。そうなれば、急速に悪化した不動産市況も回復が期待され、不動産を底値で取得しようと待機する需要者層も増えることとなります。

不動産に関して暗いニュースが多い現状ですが、経済新聞やマネー雑誌などでしばしばマンション投資の特集や広告が掲載されています。時には、「このマンションに投資すれば、利回り10%！」などと誇大表示も散見されます。

ところで、皆さんは投資用不動産の利回りがどのように計算されているかをご存知でしょうか？

不動産は預貯金とは違って、元本価格(預貯金の場合は元金)が変動しますし、保有することによって様々なコストも発生します。したがって、利回り表示だけを鵜呑みにして、投資判断をするのは非常に危険ともいえます。

「表面利回り(グロス利回り)」と「実質利回り(ネット利回り)」とは

利回りとは、「投資した額に対して1年間でどのくらいの収入を得ることができるか」を表したものです。

基本式は、「年間収入 ÷ 投資金額 × 100」となります。たとえば、100万円を投資して1年間で1万円を得られた場合をみると、「1万円 ÷ 100万円 × 100 = 1」となり、利回りは1%ということになります。

この利回りにはいくつかの考え方があります。不動産の利回り表示で使われるものは主に2つ、表面利回り(グロス利回り)と実質利回り(ネット利回り)です。不動産投資を考える前に、この2つの違いについて理解しておきましょう。

表面利回りの考え方

利回りを計算するとき、常にベースになるのが前述の基本式です。表面利回りの特徴は何かというと、年間収入を年間総収入で置き換え、投資金額には購入金額を当てはめて考えることです。これを計算式で表すと、「年間総収入 ÷ 購入金額 × 100」となります。たとえば、年間総収入が100万円見込める物件を1,000万円で購入した場合、「100万円 ÷ 1,000万円 × 100」で利回りは10%、これが表面利回りとなります。

実質利回りの考え方

これに対して、物件の運用コストまで含めて考えたものが実質利回りです。実質利回りの場合、年間収入には、年間総収入から物件の運用コスト(管理費、修繕積立金、固定資産税、火災保険料など)を差し引いた年間純収入を使います。これを計算式で表すと、「年間純収入 ÷ 購入金額 × 100」となります。たとえば、年間の運用コストが20万円であれば、「(100万円 - 20万円) ÷ 1,000万円 × 100」という計算式が成り立ち、利回りは8%になります。

将来の売却価格を考慮した「投資利回り」とは

正味の利回りを表わす「投資利回り」は、その物件を手放した時に確定します。たとえば、購入価格1,000万円マンションを取得して、その時点の年間賃料収入が100万円とすれば「表面利回り」10%となることは、前述のとおりです。

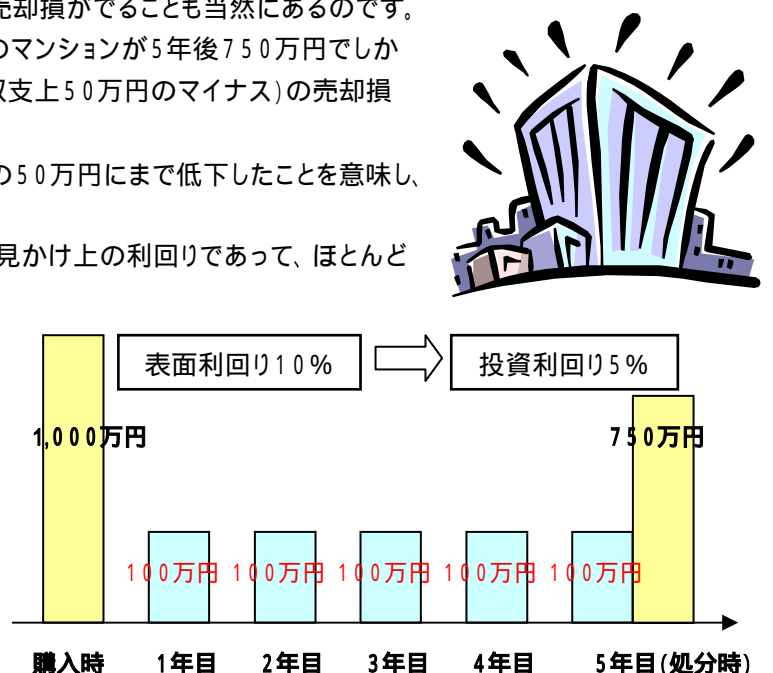
しかし、「投資利回り」10%を実現するためには、手放すまで空室期間がなく家賃が一定で、なおかつ購入価格と同価格以上で売却できることが前提となります。1,000万円で購入したマンションを手放したところで、1,000万円で売れる保証などなく、もちろん売却益がでることもありますが、売却損がでることも当然にあるのです。

そこで、下表で説明しますと、購入価格1000万円のマンションが5年後750万円でしか売却できなかったとすると、250万円(年換算すると収支上50万円のマイナス)の売却損が生じることになります。

年間総収入は当初100万円であったものが、半分の50万円にまで低下したことを意味し、「投資利回り」は5%まで低下することになります。

以上の事柄を前提とすると、「表面利回り」は単なる見かけ上の利回りであって、ほとんどの場合前記の要因によって正味の「投資利回り」はかなり小さくなると考えた方がよいでしょう。収益物件を単純に「利回り」の高さだけで判断することがないように、厳しくチェックできる眼を養っておく必要があります。

・5年間で賃料収入	500万円
・5年後の売却損益	250万円
・5年後の収支	500万円 - 250万円 = 250万円
年間当たりの収入	= 250万円 ÷ 5年 = 50万円



近代バブルを振り返る 第2回

< 南海会社の株の急騰 >

チューリップバブルの100年後、今度は18世紀前半のイギリスでバブルが発生します。オランダに香辛料貿易の覇権をもっていたイギリスですが、その代わりにインドへと貿易圏を伸ばしていきます。インドを主とした貿易を専門にしたイギリス東インド会社の株式の配当は数百パーセントにもものぼり、1680年頃のイギリスは空前の好景気を迎えていたといわれていますから、バブル生成の資金はたっぷりあったということです。



スペイン継承戦争後、その戦費負担を肩代わりする代わりに、南アメリカのスペインの植民地と独占的に貿易をする権利を得ることになったのが、1711年に設立されたイギリスの「南海会社」です。インド貿易で成功した東インド会社の配当をみていただけに、今度は南アメリカ貿易で儲けられるはずという思惑から、南海会社の株も人気が集まりました。南海会社は貿易をするという事業内容が知らされていだけで、実績があったわけではありません。

実際、何か生産的な活動をした記録も残っていません。ここでもやはり根底にあるのは、知り合いの人が株で儲けた、だから自分も儲けたいという気持ちです。そして、実態のない会社の将来性にかけて、みんながこの株を買い求めたのです。

南海会社の株が急騰を始める1720年には数々のいかがわしい会社が株式を発行し始めました。永久に動く車輪を開発する会社、髪の毛を取引する会社、不動産を担保にした金融業、ロンドンの町を舗装する会社、お葬式を盛り上げる会社、あげくの果てには、それが何であるかはわからないがとにかく莫大な利益をもたらす会社と銘打って株式を発行したものまでいたのですから、いかに投機熱が異常であったかがうかがえます。ロンドンはこのときすでに50万人都市にまで拡大し、イギリス中の老いも若きも株式投資に夢中だったのです。



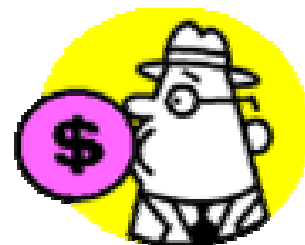
1720年1月に100ポンドだった南海会社株式は、6月24日には1,050ポンドの高値をつけ、ここでようやくイギリス政府は規制に乗り出します。これがきっかけでバブルは崩壊します。相場は不思議なもので飽和状態になるまで高騰や下落を続けます。規制があったとしても買いたい人がいればモノの値段はあがります。結果的に規制がきっかけになりましたが、この規制があるうとなかろうとたぶん同じ時期にピークを迎えていたはずで、この間の幸せの期間はごく短く、株の売り出しからバブルのピークまでは一年半でした。

< ミシシッピー会社の株の急騰 >

当時のヨーロッパ全体の背景として、大航海時代により新航路が発見され、アジアや新大陸との交易が増えたため、ヨーロッパに富が集中していったという経緯があります。ミシシッピー会社はフランス資本ですが、フランス国内というよりもヨーロッパの投資家を巻き込んで、アメリカのミシシッピー川流域の開発を名目とした投資ブームが起こりました。株価は、南海会社と同時期に上昇し始め、記録によれば1719年5月の500リーブルから1720年2月に10,000リーブルまで高騰したとあります。そこから下落が始まっていますので、高値圏にいた期間はわずか数ヶ月、上昇を始めてから下落が始まるまで、ほぼ1年ということになります。

< 近代バブルの共通点 >

チューリップバブル、南海会社の株の高騰、ミシシッピー会社の株の高騰が近代における3大バブルといわれるものですが、それぞれに共通する点に気づくのではないのでしょうか。



まず第1に、バブル発生には資金が必要であることです。

第2に、人が集まっていることです。人が集まるところにお金も集まります。

第3に、バブル末期には全員参加型の相場になっていることです。人間にとって他人が儲けたという話は実に魅惑的に映るようです。

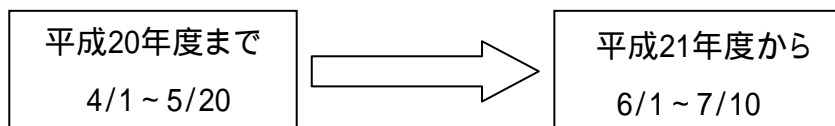
また、近代バブルの過程を見る限り、この短期間で消えゆく幸福の時間は約1年と考えることができそうです。

そしてこれが第4の共通点となります。

労働保険料の納付期限が変わります！

平成21年度から年度更新の手続きは6月1日から7月10日までの間に行うことになりました。年度更新申告書は5月末頃に送付される予定です。なお、労働保険料の算定方法は今までと変わりません。

申告納付期限



[算定期間]

平成20年度確定保険料・・・平成20年4月1日～平成21年3月31日

平成21年度概算保険料・・・平成21年4月1日～平成22年3月31日

一般拠出金・・・平成20年4月1日～平成21年3月31日



延納(分割納付)の納期限

	第1期	第2期	第3期
納期限	7月10日	10月31日	翌年1月31日

納期限が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときはその翌日が期限日となります。

労働保険事務組合に委託されている場合の納期限は、労働保険事務機組合の指定する期限までとなります。

平成21年度より労災保険料率、雇用保険料率ともに変更となっていますのでご注意ください。

無料相談会実施中！是非ご紹介ください！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など) など

5月度の税務スケジュール

内 容	期 限
4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 5月11日(月)
3月決算法人の確定申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税	申告期限 6月1日(月)
3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	申告期限 6月1日(月)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税等)	申告期限 6月1日(月)
9月決算法人の中間申告(半期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税	申告期限 6月1日(月)
消費税の年税額が400万円超の6月・9月・12月決算法人の3月ごとの中間申告 消費税・地方消費税	申告期限 6月1日(月)
消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告 消費税・地方消費税 (1月決算法人は2ヶ月分)	申告期限 6月1日(月)
自動車税の納付	納 期 限 5月中で市町村の条例で定める日

「頭の体操」の回答 23円

今月の名言録

厳しい課題を課す



「板子一枚下は地獄」という言葉があります。

創業まもない企業の社員というのは、このような言葉で表されるような、明日の保証がない、危機的状況の中で懸命に働いていたはずで、ところが、会社が発展し、豊かな状態しか知らない、新しい世代が増えてくるにつれ、社員の働く姿勢、意欲が変質してしまいます。

それも当然かもしれません。鋼鉄製の船に乗った人に、「板子一枚下は地獄」の気分になれといっても難しいと思います。危機的状況の中では、周囲の環境が怠惰を許さず、必死にならざるを得なかったのですが、設備もあり、資金もあり、という豊かで恵まれた環境で、ベンチャー精神を鼓舞して、新しい事業を起こすことは、精神的にはるかに過酷なことだと思います。

それでも、果敢にチャレンジするためには、環境に甘えることなく、自分を極限にまで追い込める精神力が必要です。

精神的に自分自身を追い込める人、つまり楽な方向へ流れようとする自分に、厳しい課題を課すことのできる真摯な人間性を持ち、真剣に自分の仕事で悩む人でなければ、この豊かな時代に、新たな活路を開くことはできないと思います。

（「心を高める、経営を伸ばす」稲盛和夫著 PHP研究所）

編集後記

私の妊娠生活もまもなく終わろうとしています。現在妊娠9ヶ月です。

歳のことはあまりいいたくないのですが、実は高齢出産でして、母体へのリスクや子供の奇形のリスクも高く、なによりも、この歳で10kgも増えた身体を支えるのは本当に大変です。太らないように、体重管理と栄養管理にはすごく気を使っているのですが、なかなかうまくいかないので、検診に行くたびに注意されてしまいます。



先日、病院主催の両親学級に行ってきたのですが、一番若いお母さんはなんと20歳。うちの子が幼稚園に行くようになったらそんな若いお母さんたちに混じらなければいけないと思うと、なんだかゾッとします。

仕事の方は4月いっぱい産休に入らせていただき、年内は育児休業を取得させていただく予定です。

休業中の業務につきましては、他のスタッフでも対応させていただきますし、連絡はとれますのでしっかりとバックアップさせていただきます。

元気な子が生まれれば、年明けに仕事復帰しますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

（松永 裕美）

事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
松永 裕美

